

酒田市総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が、本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により請負契約を締結することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものの中から、酒田市工事等競争入札参加者審査委員会規程（平成17年訓令第30号）第3条に規定する審査会（以下「審査会」という。）で決定する。

(1) 企業の能力及び配置予定技術者の能力等と入札価格を一体として評価することが妥当であると認める工事

(2) その他必要と認める工事

(落札者決定基準の設定)

第3条 落札者決定基準については、酒田市総合評価落札方式運用ガイドラインに定める。

2 対象工事の落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者の決定)

第4条 入札価格が予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

2 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とし、入札価格が同じ場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

3 落札者を決定しようとするときで、学識経験者の意見聴取が必要との意見があった場合、意見を聴かなければならない。

4 前項の規定による意見聴取の結果を審査会に付し、落札者を決定するものとする。ただし、意見聴取の結果、意見がない場合は、審査会の審議は要しない。

(入札参加者への周知)

第5条 入札公告において別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項について周知するものとする。

(1) 対象工事であること。

(2) 総合評価技術資料を提出すること。

(3) 落札者決定基準

(4) 総合評価技術資料の内容に対して確認の必要があると認められる場合、配置予定技術者に対しヒアリングを実施すること。

(5) その他必要と認める事項

(入札時に必要な資料)

第6条 入札参加者は、入札書、第5条の総合評価技術資料及び工事費内訳書を入札時に提出するものとする。

2 前項の総合評価技術資料を提出しない場合又は同資料に記載がない場合は、無効とする。

3 既に提出した総合評価技術資料の訂正、差替え及び再提出は認めないものとする。
(資料等の取扱方法)

第7条 入札参加者から提出された総合評価技術資料は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 入札参加の資格審査及び評価以外には使用しない。ただし、当該総合評価技術資料を提出した者から承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 返却及び公表は原則として行わない。

(書類の作成費用)

第8条 入札参加者が総合評価技術資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(価格以外の評価内容の確保)

第9条 総合評価技術資料で提出した内容が履行できなかった場合、工事の適正な履行の確保及び履行の評価を図るため、「酒田市総合評価落札方式運用ガイドライン」に基づき、工事成績評定において減点するものとする。

(秘密の保持)

第10条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しないものとする。

2 学識経験者は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(入札結果の公表)

第11条 落札者を決定した場合は、次の事項を公表するものとする。

(1) 業者名

(2) 入札価格、技術点及び評価値

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、酒田市総合評価落札方式運用ガイドラインに定める。

附則

この要領は、平成19年 8月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年11月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年 5月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年 5月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年 5月 1日から施行する。